

天理大学ふるさと会の助成に関する申し合わせ

1. この申し合わせは、本会の会員および会友にたいする助成に関する必要事項を定めるものとする。
2. 本会からの助成は、つぎのとおりとする。
 - (1) 本会が主催する会議等の出席者にたいする旅費の助成
 - ①代議員会
原則として支給しない。ただし、会長が委託する議長には往復分の交通費と薄謝を支給する。
 - ②常務会
原則として支給しない。ただし、天理市以外からの出席者には往復分の交通費を支給する。
 - ③専門委員会
原則として支給しない。ただし、天理市以外からの出席者には往復分の交通費を支給する。
 - ④地区別ふるさと会の集い
原則として支給しない。ただし、地域支部の支部長（代理もふくむ）には、往復分の交通費を支給する。
 - (2) 支部・部会活動にたいする助成
 - ①地域支部
 - ア 支部会員数×往復はがきの合計額を通信費として助成する。
 - イ 本会から1万円を運営費として助成する。
 - ウ 発送用の会員ラベルは無償とする。
 - ②職域部会・学域部会
 - ア 部会会員数×手紙定型の合計額を通信費として助成する。
 - イ 本会役員が出席する場合は、1万円を運営費として助成する。
 - ウ 発送用の会員ラベルは無償とする。
 - (3) 会友の活動にたいする助成
会友の活動にたいする助成は、1件もしくは1人につき50万円を上限とする。
 - (4) 会長が認めた会員および団体の活動にたいする助成
会員および団体の活動にたいする助成は、50万円を上限とする。
3. この申し合わせの改廃は、常務会の議を経るものとする。
4. この申し合わせは、令和6（2024）年4月1日から適用する。